

■長浜市放課後児童クラブのプール活動における安全対策等ガイドラインの一部改正について（新旧対照表）

該当P	新	旧	参考文献等
1	<p>本ガイドラインの適用範囲（対象とするプール）は、「<u>プールの安全標準指針</u>」（文部科学省・国土交通省）に基づく、<u>児童が遊泳可能な施設等で、主に次の施設です。</u></p> <p>なお、次の施設以外での活動においても、本ガイドラインの趣旨を十分に踏まえ、適切な安全管理を実施すること。</p> <p>（1）幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校等の学校施設のプール</p> <p>（2）市民プール等の社会体育施設のプール</p> <p>（3）スポーツクラブ等の民営のプール</p> <p>（4）都市公園における公園施設としてのプール</p> <p>（5）簡易プール(使用時にパイプ等の部品を組み立てて設置し、使用後は解体・収納が可能なタイプのもの)</p>	記載なし	<p>プールの安全標準指針 （平成19年3月 文部科学省 国土交通省） https://www.mext.go.jp/sports/content/1306538_01_1.pdf</p>
6	<p>（1）プール活動当日（入水前）</p> <p>・活動場所の暑さ指数（WBGT）を測定し、「<u>日常生活における熱中症予防指針</u>」（日本生気象学会）及び「<u>熱中症予防運動指針</u>」（公益財団法人日本スポーツ協会）が示す指針に基づき、熱中症事故防止のための適切な措置を講じる。活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合はプール活動を中止する。</p>	（1）プール活動当日（入水前）	<p>「日常生活における熱中症予防指針」（日本生気象学会） https://seikishou.jp/cms/wp-content/uploads/20220523-v4.pdf</p> <p>「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会） https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstroke_6.pdf</p>